

外国籍のお子さまの区立小学校・中学校への入学手続きのご案内

あなたのお子さまは、2021年4月1日から小学校・中学校へ入学できる年齢になります。外国籍のお子さまが、区立小学校・中学校へ入学を希望される場合は、豊島区教育委員会で入学申請の手続きが必要です。

下記のとおり、入学申請の受付を行いますので手続きを行ってください。分からないことがありましたら、学務課学事グループまでご連絡ください。

1 対象となる方

豊島区に居住していて、以下の年齢のお子さん

① 区立小学校に入学できる年齢

2014年4月2日～2015年4月1日までに生まれた方

② 区立中学校に入学できるお子さん

2021年3月31日に小学校を卒業予定の方

(※豊島区立小学校から、豊島区立中学校に進学する場合も手続きが必要です。)

2 申請に必要なもの

在留カード、特別永住者証明書 ※お子さまと保護者さまのもの

3 受付場所・問い合わせ先

豊島区教育委員会 学務課 学事グループ

豊島区南池袋2-45-1(豊島区役所7階7番窓口)

TEL03-3981-1174

- ◆豊島区役所ホームページにて、英語版・中国語版のご案内を公開していますので、ご参照ください。  
※参照できない場合は、豊島区教育委員会学務課学事グループ(豊島区役所7階7番窓口)までお越しください。
  - ◆Visit our English and Chinese web sites for information  
※If you cannot find those sites, please come to School Affairs Group, School Affairs Division, Board of Education (Toshima City Office 7F, #7 Counter)
  - ◆丰岛区网页，设有英文版・中文版的办理指南。敬请参阅。  
※无法参阅时，请直接到丰岛区教育委员会学务课学事组咨询(丰岛区役所7楼7号窗口)。
- URL : <http://www.city.toshima.lg.jp/353/1708041326.html>

## 授業料や教科書、負担する費用について

授業料と学校で使用する教科書は無償です。

給食費、教材費、遠足や移動教室、体操着や上履き、制服（中学校のみ）などの費用は別途負担が発生します。

豊島区では、区内にお住まいの方を対象に、所得の状況により、こうした費用の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。ご希望の方は、入学後に学校から「就学援助申請書」が配布されますので、申請書をご記入の上、豊島区教育委員会へ提出してください。

## 豊島区の日本語指導について

入学後、日本語の習得が不十分な児童・生徒のために、日本語や日本の生活習慣などの指導を行っています。

例えば、次のような児童・生徒が対象となります。

- ・来日あるいは帰国したばかりで、日本語が分からない。
- ・授業で使われている先生の言葉や、教科書に書かれている言葉が理解できない。

指導を受けることができる場所は以下のとおりです。

【日本語指導学級が設置されている学校】

○豊成小学校、池袋小学校の2校

学校長が必要と判断した場合には、校内の日本語学級に通うことができます。入級を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

【日本語指導教員が配置されている学校】

○仰高小学校、朋有小学校、西池袋中学校の3校

学校長が必要と判断した場合には、この日本語指導教員による指導を校内で受けることができます。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

【教育センターにある日本語指導教室】

日本語指導学級・日本語指導教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね6か月以内の児童・生徒を対象に教育センター（雑司が谷3-1-7）で日本語指導を行っています。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

なお、小学生は、保護者による引率が原則となります。